

令和8年度おかやま高年齢者生涯現役サポート事業 業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度おかやま高年齢者生涯現役サポート事業

2 事業の趣旨・目的

令和6年10月1日現在の岡山県の高齢化率は31.4%で今後も生産年齢人口の減少が予測される中、県内の新規求職者に占める高年齢者の割合は3割を超えており、働けるうちは働きたいと考える高年齢者は少なくないことがうかがえる。

また、県内の有効求人倍率は、令和6年度全体で1.44倍（全国平均1.25倍）であり、平成24(2012)年度から1倍を超え高水準で推移するなど、企業の人手不足は常態化しており、高年齢者を含む多様な人材の活躍による労働力の確保が喫緊の課題となっている。

そこで、地域の中小企業等の人手不足の解消に資するため、また、働くことを希望する高年齢者の就業を支援し地域における多様な人材の活躍を目指すため、企業等と高年齢者双方にアプローチし、マッチングを図る事業として、高年齢者を対象とした就業相談窓口を設置する。

3 事業の実施に当たっての基本的な考え方

事業の実施に当たっては、県の委託事業であることを踏まえ、利用者等との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

また、誤解を招かぬよう、事業推進にあたっては受託団体の営利につながるような行動を行わないこと。

4 委託事業内容

本事業の支援対象者は、原則、県内在住の55歳以上の高年齢者とする。

(1) 就業相談窓口「おかやまシニア就業サポートデスク」（以下、「サポートデスク」という。）の設置及び運営

① 相談窓口の設置

- ・本業務の実施に当たり、岡山県内に1カ所以上の相談窓口を設けること。
- ・相談窓口には、プライバシーに配慮した相談スペースを設けること。
- ・開設時間は、月曜日から金曜日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。なお、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は開所しない。

② 相談員の配置

- ・専門の相談員を1名以上配置すること。
- ・相談員は以下のいずれかに該当する者とする。こと。
 - ア 高年齢者の就業支援業務の経験を有する者
 - イ キャリアコンサルティング等の業務経験を有する者
 - ウ 上記ア又はイと同等以上の業務経験を有する者

③ 就業相談の実施

- ・相談者一人ひとりから状況やニーズを丁寧に聴取し、就業相談を行うこと。
- ・相談時間は一人につき概ね60分程度とすること。
- ・対面での就業相談の他に、電話、出張相談、オンラインでの相談を可能とすること。
- ・相談者の希望等を元に、基本的にはハローワークにて取り扱っている求人を検索し、相談者に提案すること。
- ・就業の機会を確保するため、必要に応じて、求人先の企業等に対して求人条件の緩和や職場見学等の提案を行うこと。
- ・必要に応じて、履歴書等応募書類の作成、面接の受け方等について助言等を行うこと。
- ・企業等への就業のみでなく、シルバー人材センターでの就労等、様々な就業機会に関する情報を相談者へ提供すること。
- ・他団体が実施する就職相談会等において、要請があれば出展し、就業相談等を実施するとともに窓口の周知に努めること。
- ・必要に応じて、相談員が県内各地に出向く、出張相談を実施すること。

④ オンライン相談の実施

- ・自宅等からオンライン相談を希望する相談者に対応するため、相談者の自宅等と相談窓口の相談員とをつないでのオンライン相談を随時可能とする体制を整えること。

⑤ 伴走支援の実施

- ・相談窓口を経由して就業した者及び当該高年齢者を雇用した企業等に対して、就業後一定期間を経過したのちに、アンケートを実施し、職場定着に関する個別相談等の必要な支援を実施すること。

(2) ホームページの管理・運営

専用ホームページにより、サポートデスクの周知を図ること。また、高年齢者向け求人情報、関係機関から提供された情報等、高年齢者の就業促進につながる情報を掲載し、潜在的に働くことを希望する高年齢者を掘り起こすと

もに、本事業の周知及び利用促進を図ること。

5 実施体制

上記4の業務内容を確実に達成するため、十分な能力・資質を備えた人員や実施体制を確保すること。

また、本業務に係る全体責任者を1名配置すること。

6 サポートデスクを廃止する場合

令和8年度末でサポートデスクを廃止する場合、県と協議のうえで、次の業務を行うこと。

- (1) サポートデスクを廃止する旨をサポートデスク登録者等の関係者に事前に十分周知すること。
- (2) サポートデスクを紹介するウェブサイトについて、下記ドメインを令和9年度末まで保持した上で、ドメインの廃止を行うこと。また、ドメインを廃止する半年以上前に県に廃止する旨を報告すること。
＜ドメイン＞ <https://www.okayama-seniorwork.jp/>
- (3) サポートデスクのウェブサイトへリンクを貼っている他のウェブページを調べ、年度末までに当該リンクの削除をサイト運営者に依頼すること。

7 委託事業に係る条件等

- (1) 受託者は、事業の実施上取り扱う個人情報について、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- (2) 事業の遂行にあたり、関係機関と十分に連携を図ること。
- (3) 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。
- (4) 本事業で実施する就業相談窓口を周知し、就業に触れる機会を増やして潜在的な就労意欲を喚起するため、必要な広報を行うこと。
- (5) 受託者は、本事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託することは出来ない。業務の効率的な実施のため、一部の業務について第三者に委託する場合には、予め県の承諾を得なければならない。ただし、広告印刷物の制作・印刷業務はこの限りではない。
- (6) 事業の実施にあたり、取得価格が3万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
- (7) 県は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (8) 受託者は、事業実施過程で仕様書の内容や委託費の執行について疑義が生

じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けなければならない。

- (9) 本仕様書に定めのない事項については、県、受託者双方が協議の上決定する。
- (10) 本業務の実施状況等について、原則毎翌月 10 日までに県に報告すること。
- (11) 委託事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (12) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (13) 受託者は、岡山県情報セキュリティポリシーに基づき情報システムの運用保守業務を実施するものとする。（岡山県情報セキュリティポリシーの一部である岡山県情報セキュリティ対策基準については、別紙「機密保持誓約書」が提出された後に開示する。）
- (14) 受託者は、サポートデスクのホームページについて、ファイアウォール、サーバ本体その他のハードウェア、OS、ミドルウェア、ソフトウェア等に脆弱性が報告された場合は、アップデートファイル未適用時のリスク、影響範囲、作業内容等必要な事項について事前に調査の上、遅滞なく県と協議を行い、県が必要と判断した場合は、アップデートを実施すること。また、改ざんなどのセキュリティインシデントが発生した場合は、直ちに県に報告し、被害拡大防止の観点からホームページ停止等の措置を講じるとともに、可能な範囲でアクセスログの保存等、原因究明のための措置を講じること。